

鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月10日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第78号

鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱の一部を改正する告示

鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱（令和5年鴨川市告示第30号）の一部を次のように改正する。

別表2 子育て応援給付金の部1 支給養育者の項申請の期限の欄中「3歳に達する日」を「1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者にあつては、令和7年3月31日）」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。